

平成27年度第1回留萌市総合教育会議 議事録

- 1 と き 平成27年5月28日(木)
- 2 と こ ろ 留萌市役所1階 1号会議室
- 3 出 席 者 市 長 高 橋 定 敏
 教育委員会委員長 江 島 直 彦
 教育委員会委員 高 田 潔
 教育委員会委員 舛 田 諭 希
 教育委員会委員 西 川 知 恵
 教育委員会教育長 麻 林 敏 弘
- 4 関 係 職 員 政 策 調 整 課 長 高 橋 一 浩
 政 策 調 整 係 長 佐 伯 忠 昭
 生 涯 学 習 課 長 長 野 稔
 子 育 て 支 援 課 長 仙 北 高 士
 幼 児 療 育 通 園 セ ン タ ー 長 増 岡 秀 夫
 学 校 給 食 セ ン タ ー 長 本 間 泰 彦
- 5 事 務 局 職 員 教 育 部 長 齊 藤 一 司
 学 校 教 育 課 長 柏 原 俊 博
 学 校 教 育 課 庶 務 係 長 真 鍋 磨
 総 務 課 長 遠 藤 秀 信
 総 務 係 長 吉 田 博 幸
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 開 会 宣 言 午後3時30分
- 8 議 事 録

発言者	内容
齊藤部長	<p>ただ今から、平成27年度第1回留萌市総合教育会議を開催いたします。</p> <p>本日の会議では「協議・調整案件」といたしまして、「留萌市総合教育会議の設置・運営について」と「留萌市教育政策大綱(仮称)について」の2件を議題としておりますので、よろしく願います。</p> <p>開催にあたりまして、高橋市長からごあいさつをいただきたいと思っております。</p> <p>よろしく願います。</p>

高橋市長	<p>現在は、情報化社会の時代にあり、あらゆる情報が子どもたちの手の届くところになっています。子どもと子どもの間でも、どんどんどんどんいろんな情報が行き交う時代となってきました。そんな中であって、確かに社会は、ある意味豊かになりました。しかし、子どもたちは豊かになった分、本当に我慢するというルールや社会的なルールについては、どうしても豊かさが故に我慢することができない状況下に徐々に増えてきた思いもございます。ですから、私どもとしては、子どもたちは子どもたちのいろいろな考え方の中で、子どもたちの価値観を見出していくことが価値のあることだと思っています。大人の尺度、又は学校の尺度で全てを押し付けるのではなく、子どもたちの置かれている状況を理解し、委員の皆様方と共有し、子どもたちと共感した中で、子どもたちが安心して、夢や希望に向けて生きる力を持っていただけのような取り組みというものを私どもがしていかなければならないと思っております。今回、国で定めたからというよりも私どもは以前から皆さん方とは情報を共有してきたつもりでありますけれども、具体的に会議をもって、意見交換をしながら務めていくということでございますので、今後ともいままです以上に皆様方の忌憚のない御指摘をいただきながら、行政の責任をしっかりと果たして参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。本日は誠にありがとうございました。</p>
斉藤部長	<p>ありがとうございました。 それでは、早速、議題に入らせていただきます。 議事の進行につきましては、留萌市総合教育会議設置要綱第4条の規定により、高橋市長に議事の進行をお願いいたします。</p>
高橋市長	<p>それでは議事に入ります。 本日の議題として、協議・調整案件が2件ありますので、初めに「留萌市総合教育会議の設置・運営について」を議題といたします。 事務局からの説明をお願いします。</p>
柏原課長	<p>留萌市総合教育会議の設置・運営につきまして、ご説明いたします。 お手元の資料1をご覧ください。 総合教育会議の位置付けといたしまして、要点を3点記載しております。 1点目では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、全ての地方公共団体に設置の義務化がなされたものであること。 2点目では、地方公共団体の長と教育委員会という、執行機関同士の協議・調整の場であり、決定機関ではなく、また地方自治法に基づく付属機関には当たらないこと。 3点目では、会議において調整がついた事項について、高橋市長</p>

と教育委員会は、それぞれ尊重義務を負うこと、また、調整がつかなかった事項にまで、その義務を負うものではないこととなっております。

下の図に、これまでの施策の推進体系のイメージを示してございます。

上段が予算など高橋市長に属する権限、学校運営など教育委員会に属する権限を整理しております。

これまでは教育委員会の権限に属する施策の内容・方向性等の協議・決定を教育委員会において行い、教育施策のうち主に政策的な予算が伴うものを含め、市全体の各施策の予算編成等を含めた協議・調整を政策ミーティング等で行い、それらを調整した上で教育施策を推進してまいりました。

この、教育委員会と政策ミーティング等との調整をする場として、法で定められた総合教育会議が担っていくというイメージになるものであります。

次のページになりますが、上段の図が、総合教育会議が設置された後の教育施策推進のイメージでございます。

中段以降が総合教育会議の目的の部分にあたり、高橋市長と教育委員会が教育行政における様々な課題や子どもの安心安全などを協議・調整を行い、目指すべき姿を共有しながら、教育行政を総合的な見地から推進してまいります。

下段の運営等については、協議・調整事項と協議事項、構成員、招集などの主要な部分を整理しております。

協議・調整事項には、特に教育の政治的中立を担保するということを重視し、教育委員会の権限に属する事務のうち、予算の編成・執行や条例提案など高橋市長の権限に属する事務との調和を図るため、協議し調整を行う案件となるものであります。

想定される案件といたしましては、①大綱の策定・変更、②政策的な判断・予算を伴う主要施策、③児童、生徒等の生命又は身体に対する被害を回避する緊急措置、④分野別計画の策定・変更、この部分では、案件によっては協議事項となる場合もあるものと考えております。⑤その他高橋市長と教育委員会の事務との連携が必要な事項となっております。

協議事項では、調整を要しない、自由な意見交換を行う案件を想定しております。

詳細につきましては、次のページ「留萌市総合教育会議設置要綱（説明資料）」によりご説明いたします。

この資料では、条文の下の四角い囲み部分に、根拠となる法律の条文や説明の補足を記載しております。

第1条は、設置の目的を定めております。

高橋市長と教育委員会が協議・調整することにより、双方が教育政策の方向性を共有し、一致して執行していくために設置をするという内容になっております。

	<p>第2条は、所掌事務を定めております。</p> <p>第1号の規定により策定する大綱は、高橋市長と教育委員会が協議・調整し、「高橋市長が策定する教育の目標や根本的な方針」を示すものであります。</p> <p>第2号及び第3号には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されている所掌事務を掲げております。</p> <p>また、総合教育会議は多数決等による議決の場ではなく、協議と調整による情報や方向性の共有及び連携を図る場となることから、第4号には「構成員の事務の調整」を定めるものであります。</p> <p>第3条は、構成員などを定めております。</p> <p>第4条は、会議の招集、議長、関係者等からの意見聴取などを定めております。</p> <p>なお、総合教育会議の趣旨から、第5項には「調整結果の尊重」を規定しております。</p> <p>第5条には、会議の公開及び非公開とするべき事項を定めております。</p> <p>第6条には、議事録の作成と原則公開の明文化及び非公開とするべき事項を定めております。</p> <p>第7条には、庶務について定めているものでありますが、事務を教育委員会事務局が補助執行するため、学校教育課としているところであります。</p> <p>第8条は、この要綱に定めがない事項に関し、総合教育会議において定める規定であります。</p> <p>附則につきましては、この要綱の施行日を定めるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
高橋市長	<p>ただ今、総合教育会議の設置・運営についての説明がありました。</p> <p>この件について、ご意見等をお願いします。</p> <p>高田委員いかがですか。</p>
高田委員	<p>新しい体系になっていくということについて、この趣旨は十分理解できると判断しておりますので、特別異議はありません。</p>
高橋市長	<p>西川委員いかがですか。</p>
西川委員	<p>私も高田委員と同じく、イメージというか、こういうふうに示さるとなんとなくわかります。</p>
高橋市長	<p>舛田委員いかがですか。</p>
舛田委員	<p>異議はございません。</p>
高橋市長	<p>江島委員長いかがですか。</p>
江島委員長	<p>内容については、異議は無いんですけれども、この協議する内容について、大きな柱として大綱の策定とか、政策的な判断、予算が伴う主要施策、児童生徒の生命又は身体に対する被害を回避</p>

	<p>する緊急措置と、だいたいこの3つが主にあると思うのですけれど、なかなか年間通して何回かというのは、緊急なものもあるのではっきりとは言えないと思うのですが、計画的に話し合う時期的なものもあると思うので、年間の回数はどれくらいと考えているのでしょうか。</p>
高橋市長	<p>学校教育課長、答弁いいですか。</p>
柏原課長	<p>はい。ただ今の部分でございますが、設置要綱第2条第3号にあります、生命、身体に被害が及ぶような緊急事態が生じた場合は速やかに開催しなければならないと考えております。当面が次の議題であります大綱の策定に向けて開催しながら、各市の開催状況等の情報収集を進めまして、今後会議の中で議論して、定期開催の協議をお願いしたいと考えております。</p>
高橋市長	<p>教育長として、今の開催の日程ですけれども、例えば議会の定例会ごとに、この会議を意見交換会などとして、定例会に教育長として臨んでいきたいというような日程的な考え方は何かありますか。</p>
麻林教育長	<p>今、課長の方からもありましたけれども、今回は大綱を決めるということで、議論はいろいろとあると思いますけれども、所掌事務の児童生徒の部分については、速やかにやるべき問題で早々出てこないと思いますが、主に政策的判断、予算を伴う部分がきっちり議論をすることになりますので、通常であれば、年度のスタート時、さらには次年度の高橋市長の主要施策なり、私どもの教育行政執行方針の部分と予算の部分の2回位の会議をやれば、あとは、それぞれ、私どもは私どもで議論させていただいて、高橋市長部局との関係は、政策ミーティングなり、政策調整会議で詰めていくという形をとってもいいのではないかと考えているところでありあます。あと、議会の対応については、月1の教育委員会の中で調整をして、教育委員会としての考え方をお話していくという対応でいいのかというふうに考えております。</p>
高橋市長	<p>今教育長の方から、会議の開催日時、回数についてお話がありました。教育長の考え方について、委員の皆様方はよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>結構です。</p>
高橋市長	<p>それでは、江島委員長から特に協議調整の中で、大綱の策定変更や政策的な判断、予算、児童生徒の生命、身体に対する被害を回避する緊急措置のこの3つの部分が、重要な協議に今後なるであろうというお話がございましたし、また、教育長の方からは、日程等についてはですね、次年度予算に係る分、または新年度予算執行に係る部分について意見交換するという事で、概ね年2回を定例として掲げて、それ以外、緊急な時、また、私なり委員長の方で、開催の旨の話等が前もってあれば私の方で招集して開催していきたいと思っておりますので、今後とも共有した中で進めてい</p>

	<p>くということで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。その他、このことについて、御意見ございませぬか。</p>
全委員	<p>ありませぬ。</p>
高橋市長	<p>今後の開催日時について、具体的に事務局で考えはありますか。</p>
柏原課長	<p>次回の会議ですが、大綱の策定の部分を中心に7月頃を目途にお願いしていきたいと考えておりますので、改めまして、皆様に日程等を調整して、御案内していきたいと思ひます。</p>
高橋市長	<p>事務局からは日程だけのことでございませぬので、今の7月を目途にということでよろしいですね。</p>
全委員	<p>はい。</p>
高橋市長	<p>それではそのように進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、協議・調整案件(1)の留萌市総合教育会議の設置・運営について、事務局より確認事項の報告を願ひます。</p>
柏原課長	<p>ただ今協議いただきまして、定期開催については、年2回を目途に開催していくことと、緊急時においては速やかに開催をさせていただきます。また、高橋市長及び委員さんの開催の要望があれば随時調整をして開催をさせていただきます。次回、開催につきましては、7月を目途に日程調整をさせていただきます。その他の部分につきましては、会議を開きながら必要な事項がございましたら改めて定めていきたいということで、確認事項の報告とさせていただきます。</p>
高橋市長	<p>ただ今の事務局の報告内容により、ご確認をいただいたということでよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
高橋市長	<p>続きまして、協議・調整案件(2)の「留萌市教育政策大綱（仮称）について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明をお願ひします。</p>
柏原課長	<p>留萌市教育政策大綱（仮称）の策定につきまして、お手元の資料2によりご説明いたします。</p> <p>大綱は、留萌市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や施策の根本となる方針を定めるものでございませぬ。</p> <p>2に制度上の大綱の概要を整理しております。</p> <p>策定に関しましては、総合教育会議において協議を行い、高橋市長が策定することとされております。</p> <p>対象の期間は、特に定めはございませぬが、国においては4から5年程度が想定されております。</p> <p>記載事項につきましては、教育、学術及び文化の振興に関し、予算や条例等の高橋市長の権限に属する事務についての目標や根本となる方針を定めることとされ、詳細な施策について策定す</p>

ることを求めているものではないとなっております。

ただし、記載事項補足に記載してございますが、上記記載事項以外にも総合教育会議において協議・調整がついた事務は記載することができることとなっており、また、調整のついていない事務も記載することは可能となっております。

協議・調整につきましては、当然のことではございますが、高橋市長と教育委員会が十分に協議を行い、調整がついた事項を記載することが望まれるものであります。

尊重義務につきましては、調整がついて大綱に記載された事項は、高橋市長と教育委員会のそれぞれが尊重義務を負うこととなりますが、調整がついていない事項の執行については、教育委員会が判断をすることとなっております。

これらの事項を踏まえ、また、施策の実施体系として、既に総合計画の実施計画や各施策の個別計画などが定められていること、更には教育の政治的中立や継続性、安定性を確保するという視点にも重点を置きながら作成した、留萌市教育政策大綱素案の内容につきまして、ご説明いたします。

素案の1ページをご覧ください。

「はじめに」と題しまして、教育委員会制度改革の背景、総合教育会議設置や大綱策定の目的などの説明に触れながら、人・文化・地域の魅力と夢を育てるまちづくりを進めてまいりますと結んでおります。

2ページでは、大綱の位置付けといたしまして、第5次留萌市総合計画を上位計画とする教育目標とし、関係する分野の計画と連携・整合性を図っていくということを図で示しております。

総合計画後期基本計画の戦略プログラム「13 子どもの育成と支援」「14 学校教育の充実」「15 社会教育の充実」「17 郷土文化・歴史の伝承」の部分を推進していく目標となるものであり、個別計画と連携しながら、具体的な施策として総合計画実施計画に反映していくこととなるものであります。

3ページでは、大綱の対象期間及び体系を示しております。

対象期間といたしまして、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、対象期間の中間年を目途に検証を行うこととしております。

大綱の体系といたしましては、子どもの育成と支援の部分が高橋市長の権限に属する事務であり、新たに策定された「子ども・子育て支援事業計画」に基づき推進されていくこととなりますことから、基本政策では学校教育と社会教育の2項目とし、関連として子どもの育成と支援を点線で表示しております。

学校教育では、「確かな学力の向上を目指す教育の推進」「豊かな心を培う教育の推進」「健やかな体を育む教育の推進」「社会の変化に対応した教育の推進」「信頼される学校づくりの推進」の五つの戦略プログラムに、社会教育では、「社会教育の充実」「郷

土文化・歴史の伝承」の二つの戦略プログラムに分類しております。

4 ページからは具体的な目標を記載しております。

学校教育では、「子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる、また、時代の変化に対応した教育環境の整備に努めながら、子どもたちの夢と可能性が育つまちづくりを進めていきます。」と目標を掲げ、「戦略プログラム1 確かな学力の向上を目指す教育の推進」には二つの目標を掲げております。

一つ目が、「確かな学力の向上を図るために、学校教育はもとより、幼児期からの質の高い良質な教育・保育を受けることができる環境づくりやきめ細やかな学習指導を行うことができる環境づくりなど、発達段階に応じた切れ目のない支援に努めます。」としており、この部分では学校教育の枠から広げて幼児教育の部分を取り込んでおります。

平成27年度の施策では、学習補助員・特別支援教育支援員の配置、教師用指導書購入、保育士配置等補助、幼稚園就園奨励費補助、幼児療育通園センターの運営、障害児養育支援事業などが該当いたします。

二つ目が、「高度情報化、グローバル化する社会で活躍できる留萌っ子を育む環境づくりに努めます。」としており、平成27年度の施策では、デジタル教材の活用推進、英語指導助手の配置などが該当いたします。

「戦略プログラム2 豊かな心を培う教育の推進」には二つの目標を掲げております。

一つ目が、「いじめ・不登校などの問題行動や児童虐待などの未然防止に向けて、個々の実態に即した教育相談の充実に努めます。」としており、平成27年度の施策では、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置などが該当いたします。

二つ目が、学校教育の部分だけではなく、いじめや児童虐待などに対する留萌市の姿勢を、「いじめや児童虐待などは、学校はもとより、家庭・地域や関係機関などとの連携の強化を図り、早期発見、早期解決に向けた取り組みを進めます。」として示しております。

平成27年度の施策では、家庭児童相談室の運営、子育てサポートネットワーク連絡協議会などが該当いたします。

「戦略プログラム3 健やかな体を育む教育の推進」には、三つの目標を掲げております。

一つ目が、「子どもたち一人ひとりの体力の状況を踏まえ、地域の様々な資源を活用しながら、体力の向上や運動の習慣化の取り組みの推進に努めます。」としており、平成27年度の施策では、子どもの体力アップ推進事業、中体連参加費補助、温水プールでの水泳授業の継続などが該当いたします。

二つ目が、「学校給食を通じた望ましい食習慣の習得や食育の推進に努めます。」としており、平成27年度の施策では、子どもの食農体験、地元食材100%給食などが該当いたします。

三つ目が、「安心・安全な学校給食の提供に努めます。」としており、平成27年度の施策では、給食センターの調理衛生環境等改善事業などが該当いたします。

「戦略プログラム4 社会の変化に対応した教育の推進」には、三つの目標を掲げております。

一つ目は、「少子高齢化が進む中での将来人口のシミュレーションも踏まえた、子どもたちにとって望ましい教育環境づくりに努めます。」としており、平成27年度の施策では、小中学校適正配置計画の検証、スクールバス運行などが該当いたします。

二つ目は、「今後の留萌市における高等学校教育のあり方を考える会など、関係団体や地域と連携しながら、中学校を卒業した子どもたちが、自分の将来の夢の実現に向けて、地元の高等学校で多様な選択肢を持って教育を受けることができる環境づくりに努めます。」としており、この部分では学校教育の枠から広げて、義務教育を卒業後の教育環境を念頭に目標を掲げております。

三つ目は、「廃校となった学校施設や老朽化が進む教員住宅の適正管理に向けて、施設等の利活用の検討や、計画的な整備等に努めます。」としており、平成27年度の施策では、幌糠地区旧校舍研修等活用事業、旧学校施設解体、教員住宅の整備・解体などが該当いたします。

「戦略プログラム5 信頼される学校づくりの推進」には、二つの目標を掲げております。

一つ目は「防犯・防災教育や安全指導の徹底など、安心・安全な学校生活の確保に努めます。」としており、平成27年度の施策では、スクールガードリーダーの配置、防災教育の実施などが該当いたします。

二つ目は、「子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、適切な学校施設の整備等に努めます。」としており、平成27年度の施策では、東光小学校の整備、潮静小学校屋体の改修、緑丘小学校の法面復旧などが該当いたします。

次に、社会教育では、市民のだれもが心豊かに暮らせる環境づくりに向けて、生涯を通して豊かに学ぶことができる生涯学習社会の構築に努めます。

また、地域の文化・歴史などの価値を再認識し、後世に伝承していきます。」と目標を掲げ、「戦略プログラム6 社会教育の充実」には三つの目標を掲げております。

一つ目は、「市民が生涯を通して主体的に学び、その成果を活かすことができる機会の提供や環境づくりに努めます。」としており、平成27年度の施策では、公民館・図書館等の運営、少年

	<p>体験学習事業などが該当いたします。</p> <p>二つ目は、「市民が豊かな感性を養い、心豊かに暮らすことができるよう、生涯にわたって芸術や文化に親しむことができる環境づくりに努めます。」としており、平成27年度の施策では、子どもたちの芸術文化体験事業、読書感想文コンクール、芸術文化振興助成などが該当いたします。</p> <p>三つ目は、「市民が健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、生涯にわたって気軽にスポーツを楽しみ、参加することができる環境づくりに努めます。」としており、平成27年度の施策では、合宿可能性研究、スポーツ振興助成などが該当いたします。</p> <p>最後に、「戦略プログラム7 郷土文化・歴史の伝承」には、二つの目標を掲げております。</p> <p>一つ目は、「郷土の歴史や文化への理解を深めることができるよう、留萌人の歴史や文化などに触れることができる機会の提供に努めます。」としており、平成27年度の施策では、留萌ふるさと学習・入門るもい学の実施などが該当いたします。</p> <p>二つ目は、「市民が郷土に親しみや誇りを持って暮らすことができるよう、留萌人の足跡を再認識し、後世に伝え残していくことに努めます。」としており、平成27年度の施策では、るもい文化遺産の再発見事業、佐賀家漁場の管理などが該当いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
高橋市長	<p>ただ今、留萌市教育政策大綱（仮称）についての説明がありました。</p> <p>この件について、ご意見等をお願いします。</p> <p>説明の内容について気になる部分があれば積極的にお伺いしたいと思いますが。</p> <p>高田委員いかがでしょうか。</p>
高田委員	<p>質問というより私の感想になりますが、この大綱を基本といたしまして、戦略プログラムが掲げられております。これらの戦略プログラムが、今後、具体的になるような形で私たち教育委員も教育の充実というものを目指して、新たな気持ちで今後望んでいきたいというふうに感じました。</p>
高橋市長	<p>現実的な問題、予算的な問題もあろうかと思しますので、今後とも内容等について協議をしながら、27年度で取り組んでいる事業について説明しましたので、今後はその予算措置とどういう予算化になっていくのかについても今後意見をさせていただければと思います。</p> <p>西川委員いかがですか。</p>
西川委員	<p>私もこれを読んですごくわかりやすいというか、今やっていることだとか、これから継続してやっていくことだとか、私も高田</p>

	委員と同じく、子どもたちにきちんと安定していればいいなあと思います。ひとつ、合宿可能性研究というのはどのような事業ですか。
柏原課長	合宿可能性研究につきましては、筑波のサンガイアというバレーボールチームを誘致した事業であります。
西川委員	去年もやった事業ですか。
柏原課長	はい。
高橋市長	合宿に来ていただいて、選手の人と地元の子どもの触れ合うことによって、いかにスポーツの重要性や文化的な活動についても、子どもたちに触れていただく。来ていただいて子どもたちに刺激を与えてくれる部分で可能性を研究しながら、子どもたちに何ができるかを考えていくものであります。 舛田委員いかがですか。
舛田委員	学校教育の戦略プログラムの中の2番目に豊かな心を培う教育の推進とありますけれど、道徳心というのはこの中に入っているものなのかという点と、社会教育の中の戦略プログラムの中にボランティアの養成というのがあったらいいのではないかと思います。大牟田市の去年の大綱の中にボランティアの養成というのがありましたので、これを留萌市も取り上げてはどうかあと考えていたのですが、この中のどこかに組み込まれているものなのでしょうかというのをお聞きしたい。
高橋市長	舛田委員の御指摘でしたけれども、豊かな心を培うという部分の中で、学校教育の部分ですけれども、その取扱い、内容はほとんど共通の部分もあろうかと思いますけれども、学校教育課としての考え方はありますか
柏原課長	道徳心の部分でございますが、豊かな心を培うという部分では道徳は重要なものになっていきますが、大綱のつくりの形でいきますと、道徳心の教育の部分は、教育委員会の権限に属する部分と判断していますので、政治的な中立な部分で具体的な言葉については、道徳心というのはいれていなかったという考え方で。考え方的には豊かな心に十分大切なものだとは認識しているところでございます。
高橋市長	今の答えで舛田委員よろしいですか。
舛田委員	はい。
高橋市長	今の件で委員長として何かお考えはございますか。
江島委員長	細かい点は、教育行政執行方針の中で具体的に展開されることだと思いますので、これは大綱なので、その程度の記述でよろしいのではないかと思います。
高橋市長	わかりました。もう一つ、ボランティアに関する御指摘がありました。

柏原課長	ボランティアの養成であります。学校運営の中でも、図書ボランティアでありましたり、長期休業中の学習ボランティアなど、さまざまな方に御協力いただきまして、大変貴重というふうに認識しております。ボランティアもソフト系の部分でありまして、どう養成するかというのは、社会教育だけではなく、学校教育の中でもいろんなかたちでボランティアの力を借りて進めていくという認識ではおりますが、そういうような部分であえてボランティアと具体的なものは組み込んでいないという整理で作らせていただきました。
高橋市長	舛田委員、今の考え方でよろしいですか。
舛田委員	私の質問が、細かいところにあつたので、大綱なので大まかなところに属するものではないことがよく分かりました。大変失礼いたしました。
高橋市長	社会教育の中で言えば、ボランティアというのは東日本大震災の後、日本だけでなく、いろんなところでボランティアという意識を社会としてどう受け止めるかが重要な課題だと思いますので、また、個々の中でボランティアということについては、意見交換をしながら、今後取組みをできればお願いしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。 それでは、この大綱について江島委員長何かございますか。
江島委員長	事務局の方で教育行政執行方針と市の執行方針との整合性を図りながら、どの程度の大綱を作るかということで、大変苦労されて作ったのではないかと思いますけれども、ほどよくまとまったのではないかと思います。これからは、高橋市長さんの御指導と言いますか、高橋市長さんとの連携の下でより確実な教育行政を執行しなければならないということで、教育委員会も今まで以上に責任が増したような感じでおるところです。今後ともどうぞよろしく申し上げます。
高橋市長	教育長として何かありますか。
麻林教育長	全体的には高橋市長が定めるものでございますので、留萌市のある意味特色となっております子ども子育ての部分を意識をして、幼児期から質の高い教育という言葉にも配慮していただいた内容かと思っております。全体的には、学校教育に関する、それから社会教育に関する部分の主張として目指すべき目標が盛り込まれて、私どもと一致した内容になっているのではないかと思います。委員長からもございましたけれども、これからまた、具体化する仕事は私どもが担ってまいりますので、市としてのいろんなミーティングの場で具体化していかなくてはいけないのかと感じているところでございます。
高橋市長	それでは、協議・調整案件(2)の留萌市教育政策大綱について、事務局より確認事項の報告を願います。
柏原課長	大綱につきまして、舛田委員からご指摘のありました道徳心と

	<p>ボランティアの養成については、大まかな目標ということで大綱の中には入っていないことで御理解をいただきました。</p> <p>以上、協議・調整案件(2)の留萌市教育政策大綱（仮称）についての確認事項を報告いたします。</p>
高橋市長	<p>ただ今の事務局の報告内容により、ご確認をいただいたということですのでよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
高橋市長	<p>次に、協議案件になりますが、事務局で案件の用意があれば説明願います。</p>
柏原課長	<p>本日は、協議案件につきましては特段ご用意しておりません。</p>
高橋市長	<p>本日は、協議案件はないということでございますが、情報交換的な要素を持っておりますので、委員の皆さんから何かございませんか。</p> <p>江島委員長、特にございませんか。</p>
江島委員長	<p>はい。</p>
高橋市長	<p>これをもちまして、本日の議事を終了いたします。</p>
斉藤部長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他として何かございますか。</p>
斉藤部長	<p>事務局から何かありますか。</p>
柏原課長	<p>次回の開催につきまして、7月を目途に開催をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
斉藤部長	<p>次回開催は7月を目途に、日程を調整させていただきご案内いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これをもちまして第1回留萌市総合教育会議を終了いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>